
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

平成29年12月6日（水曜日）

議事日程（第2号）

平成29年12月6日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（8名）

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
9番 松 田 悦 郎	10番 山 路 有

欠席議員（1名）

8番 井 藤 稔

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	前 田 昇

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第4回日吉津村議会定例会、本会議2日目を開会します。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

ここで、通告者の紹介を行います。

通告順1番、議席番号4番、加藤修議員、午前9時から行います。通告順2番、議席番号9番、松田悦郎議員、午前9時40分から行います。通告順3番、議席番号5番、三島尋子議員、午前10時45分から行います。通告順4番、議席番号1番、河中博子議員、昼食を挟みまして、午後1時から行います。本日は4名の議員で行います。明日、12月7日は、通告順5番、議席番号3番、松本二三子議員、午前9時から行います。通告順6番、議席番号6番、江田加代議員、午前10時から行います。通告順7番、議席番号7番、橋井満義議員、午前11時15分から行います。両日で7名の議員が一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

4番、加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） おはようございます。4番、加藤修です。通告に従いまして、2項目質問いたします。

初めに、平成30年度当初予算の概要について。村長方針に沿って各課は予算づけをするわけですが、どの方向に向かっていくのかを含め、住民税、交付税などの収入見込み、主な事業、決算審査附帯事項をどう取り入れるのか、伺います。

最後に、除雪対策について。昨日から雪が舞っております。昨年度は二度の大雪に見舞われ、生活に支障が出たわけですが、自治会貸し出し分も含め、除雪機の整備は十分に行われているのか。新築住宅の増加等について、生活道路が変わっている現状を踏まえると、除雪方法の改善、見直しが必要と考えますが、どうなのか。

排雪場の確保について。昨年度は除雪時の残雪、家の前、交差点のマチなど、職員がスコップで軽トラに積み込んでいましたが、雪の捨て場はどうなっているのか、伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 加藤議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、平成30年度予算の概要をということでございますが、まず、収入の見込みということとでございますと、村税でありますけれども、平成19年度の、かなりさかのぼりますけれども、1億5,600万円をピークに、このたびの12月の補正後が税収が9億1,100万円と見込んでおりますので、30年度も減少をしていくのかなということしております。

そういう中で、国の地方財政計画については、早いところで大まかに示されますのが年明けであります。例年2月ごろに最終的なものが示されるということとありますので、国の地方に対する国税の一般財源総額の確保をどの程度に見込んでいらっしゃるのか、今の段階ではつかみにくいということとありますので、我が村の地方税はそういうことで落ち込んでおるといこととあります。

地方交付税につきましては、近年、多少の増加傾向がありますが、ほぼ横ばいとなっており、平成30年度も横ばいであろうというふうに思っております。国のほうでは、地方が基金を、全国の自治体が基金の累積が大分進んだので交付税を削減したらというような考え方もあるようございますけれども、それは我々が行革なり、それから経費の節減というようなことで取り組んできた結果が今日に至っておりますので、そのような国の方向はあってはならないということで、せんだっても平井知事さんが新聞報道で流されておったところで、意は、気持ちは同じにしておるところであります。

それから、従来、福祉事務所の交付税関係は特別交付税で見込んで、特別交付税で算入をされておりましたけれども、これが普通交付税に措置が変えられるということとありますので、どちらかといえば、特別交付税はお手盛りのなところも抱えておりましたけれども、普通交付税で数値算入されるということですので、現実の必要経費に合ったものの75%の算入が交付税になされるということだと思っておりますので、その部分は減ってくるだろうなというふうに思っています。

それから、地方債については、土地開発公社の公共用地先行取得事業が終了をするという予定にしておりますので、減額を見込んでおります。

30年度の当初予算については、今、各課の予算要求段階でありますので、全体的にはそろそろ12月中旬以降であるというふうに考えておりますのと、先ほど申し上げました国の地方財政計画がまだはっきりしないということとありますので、まだまだこれからの作業だといところの段階であります。

30年度の主な事業ということでは、従来から申し上げておりますけれども、村営住宅の一部

建てかえを考えております。それから、昨年、予算をしながら、どうも前段の準備が十分でなかった、準備不足だったということで、社会福祉協議会に福祉避難所としての非常用発電設備をする計画を取りやめておりましたので、改めてこれを30年度に福祉避難所としての整備をして、非常用発電設備を設置をしていくという予定にしております。それから、教育委員会のほうからの要求でありますけれども、30人学級への取り組みの充実を図りたいということで要望を受けておりますので、この件についても予算化をしていくというふうに考えておるところであります。それから、どちらかといえば多少関心が薄れ気味でありますけれども、地方創生に関してであります。地方創生を中心に総合計画に基づいた継続事業の実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、決算審査の附帯事項をどう取り入れるかということにつきましては、河川敷公園の犬の放し飼い禁止看板等は設置済みであります。それから、防犯灯のLED化なり、防災士の増員などは順次進めておるということであります。このほかにも予算編成に合わせて、中長期的に進めていくもの、あるいは当面見合わせなければならないものなどを精査し、すぐに取りかかれるものは30年度予算に取り組んでまいるという方針であります。

それから、次の除雪対策についてでありますけれども、除雪機の整備ということでは、車道と、それから公共施設の除雪については、民間業者所有の機械でやると、委託事業でやるということでもありますし、県道の歩道部分の除雪については、県から小型除雪機2台の貸与を受けておりますので、それでやっていくということでもあります。それから、小型の除雪機ですけれども、富吉自治会と樽屋自治会については、村有の小型除雪機を貸与をしております。この機械については、オイルの確認や作動確認などの簡易な点検は自治会で実施をしていただいて、専門的な知識が必要な点検は村で実施をするということでもあります。それから、今吉自治会にございます小型除雪機は社協のほうの除雪機でありますので、村では、そのところは管理をするに至っていないというものであります。

それから、除雪方法の改善、見直しということでは、昨年度の除雪は除雪トラックで作業を開始しましたけれども、降雪が続いたことで圧雪となったということで、当初スタートしました除雪トラックでは十分対応ができなくなって、途中からホイールローダーで、わだちとなった残雪を除雪したということでもあります。ここの、わだちが凍結をして、除雪ができなかったということが一番の問題だったかなというふうに思ってます。従来の除雪計画については、1次除雪が15センチ程度、2次除雪が20センチ程度ということではありますが、大量の積雪が予想されるときには、1次、2次路線とその他の生活関連道路も含めて、時間をあけずに実施をするという

ことだと思っています。15センチ、20センチの積雪ということでもありますけれども、このごろの天気予報ではある程度の降雪が予測できますので、降り始めから除雪をしなければならないなというところで、そんな対応をしようということにしておるところであります。

それから、歩道については、先ほど申し上げましたけれども、役場から県道に向かって南と、役場から北に向かっていくということで、15センチ程度の積雪にある場合に、2台の除雪機でやるということにしております。これは、ことしから村内の方をお願い、若い人をお願いをするという契約をしたところでもあります。

この春の、1月、2月の降雪に対してどんなふうに対応、あんな降り方をしたときにどんな対応するのかということでもありますけれども、まず、タイヤショベルの除雪については、早期に交差点の除雪をしてかかると、交差点の円滑な通行ができるようにするというのと、先ほども申し上げましたように、初動時間を早めて、可能な範囲で複数の除雪車両を同時に稼働させるということでもあります。可能な範囲で複数の除雪車両をとという曖昧な言い方がありますので、多少注釈をしますと、委託業者さんの除雪機の保有台数が限定的であるということや、限りがあるということや、それから、ほかの現場も除雪を持っていらっしゃるというようなこともあります。それから、去年の例でいきますと、委託業者から下請業者に回して、それで対応をしたというようなこともありますので、ことしもそんな可能性もあるであろうということで、ことしのような50センチ一週に降るようなことに対応していかなければならないということで、機械にも限りがある、オペレーターにも限りがあるというようなことで、非常に曖昧ではありますが、そんなことで対応をしていきたいと。ある程度の覚悟をしながら、ある程度といいますか、去年のような積雪の覚悟をしながら対応をしていきたいというふうに思っています。

最後に、排雪場の確保ということでは、現在のところでは、排雪場として農地や空き地等を確保することができない状況であります。農地等に排雪をするということになりますと、どうしても道路に堆積しております土砂等が入りますので、それはちょっと無理があるなというところがあります。排雪が必要になった場合には、水路の機能に支障が出ないように注意しながら、西川なりホレコ川の排水路ののり面に利用して排雪をするということで、これは土地改良区のほうにも話をして、そんな対応をするということにしておるところであります。

新築住宅等がふえたので、除雪の路線はこれで大丈夫かというようなこともあったわけでありましてけれども、質問がありましたが、きのう、実は自治会長会をして、ことしの除雪の路線はこういうところで考えておりますというようなことを申し上げましたので、そこで特別な御意見はなかったのかなという気がしておりますけれども、新しい道路については、住宅の建設が進んだ

場所については落ちこぼれのないように除雪をしていきたいと、従来の1次、2次に加えて、その他に該当するのかもしれませんが、取りこぼしのないといいますか、除雪漏れのないように取り組みをしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをして、加藤議員の一般質問に対するお答えとします。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 当初予算については、まだ今、各課からの予算要求段階であって、全体的に出そろうのは12月中旬になるであろうというところで、まだまだ1次査定、2次査定やって、村長査定までいくには時間がかかるのではないかなと思いますけども、この後、多分、総務経済常任委員会で2月ごろにもう一度、予算どうなるとするのかというところの委員会を持たせてもらうようになると思いますので、またそのとき、ひとつよろしく願いをいたします。

税収の見込みについては、まだまだ国の動向が決まってないというところで、これもまた経過を見ながらというところで、予算についてはこれで終わらせていただきますが、30人学級への取り組みの充実化についてというところで、もう少し教育委員会のほうから詳しい説明、ちょっとよろしく願います。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

30人学級に関してでございますが、現在の学級編制基準におきまして、ことしは通常学級の学級数が9学級でございます。来年度はそれを10学級にしていきたいというのが、簡単に言うとそういうことでございます。県の学級編制基準に基づいて、ことしは9学級にしているところでございますが、これも今、6年生が2学級なんですね。37名で2学級になっているんです。これは、国の基準は40人学級ですから、3年生以上は、本当は1学級なんですけども、県が基準を緩和しておりまして、35人以上40人までを2学級にできるようになってます。そのかわり、これは担任が1人ふえますから、人件費として村の協力金を200万出しているところでございます。来年度は、県の緩和した基準よりもさらに緩和しないと学級数はふえませんということで、30人から34人の範囲を2学級に緩和するためには、これはまた村独自の基準をもって、要するに緩和する基準をつくっていかねばなりません。そういう基準をつくった上で、10学級にするということでございます。これは、当然、県の基準よりも2学級分緩和することになりますので、2人分の人件費が必要になるということで、これに関しては、県の基準を超えて緩和するわけですから、これは1人当たり500万の全額協力金というのが必要になるということ

で、予算上は1,000万必要になるかなというふうに考えているところでございます。

話は前後いたしますが、なぜそれをするのかということでございますが、一番考えていかなければならないのは、「住むなら日吉津！子育てなら日吉津！！」ということを経打っておるわけでございますが、日吉津の次世代の人材育成を大胆に図っていく必要があるということから、このことを考えたところでございます。現在も国の中央で活躍している日吉津出身の方がいらっしゃいますけども、それに続くような次世代の人材育成を図っていくということを目指して進めてまいりたいというふうに思います。

もう話せばいろんな理由や目的等々あるのですが、ことしの6年生は、4月に行いました全国学力・学習状況調査におきまして、かなり県の平均正答率、国の平均正答率よりも上回った状況で、とてもよく頑張ったなというふうに思っておりますが、この6年生は1年生のときからずっと複数学級できております。複数学級であることと単学級であることの違いは、もうわかりだと思えます、人数の違いに当然なってまいりますし、きめの細かさも大きく変わってまいります。人材育成をしようとするときに今、学校で一番大切なのは、説明できる力をつけるということだと思えます。なぜかと申しますと、説明するためにはいろんな知識、技能、身につけたものを総合的に構築し直して、自分で自分の言葉で説明していくわけです。そうすると、思考力、表現力等々、説明するということの具体的な行動で力が培われていくというふうに思っています。単学級と複数学級だと、説明するチャンスが倍半分違うということだとも思いますし、ぜひともそういう方向で、きめの細かな教育活動において人材育成を図ってまいりたいと考えておりますので、また、今後、御理解いただきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 人材育成、人は宝でございますね。次世代に向けて、人を育てていく、これは村の宝でございますので、ぜひ総務課としても上げられた予算を100%認めていただくように、ここでお願いをしておきたいと思えます。

ハード事業が中心で説明していただきました。ソフト事業についても、ここで1つだけ伺いたいと思えますが、あいサポート条例が来年度ですか、施行されますが、これについて説明なり、また、村の福祉計画の今、原点、見直し中と聞いておりますが、その中にどういうふうにして取り入れるのかということも踏まえて、福祉保健課長の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

まず、あいサポート条例ですけれども、これを説明する前に、まず、あいサポート運動という

ものについて御説明をさせていただきたいと思います。このあいサポート運動といいますのは、平成21年の11月に鳥取県で始まった運動でございます。これは、全ての人々がさまざまな障がいの特性を理解して、それで、障がいのある方に温かく接し、例えば障がいのある方がちょっと困っていらっしゃったときに手助けをしていく、そういったことによって、誰もが住みやすい、暮らしやすい社会をつくっていこうという運動でございます。

あいサポートの「あい」ということの意味ですけれども、これは、愛情の「愛」と、それから私、自分という「I」、英語の「I」ですね、この2つの意味を持っております。障がいのある方に愛情を持って優しく支えて、自分の意思で行動するという意味合いが込められているそうでございます。

それで、その後に、鳥取県では手話言語条例といったようなものの先進的な取り組みをされてまいりました。その取り組みをさらに進化させていくために、このたび、あいサポート条例といまして、正式には鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例という条例の名前でありまして、こちらがこのたび、平成29年の9月1日から施行されております。こちらですね、これ、条例の中では、行政ですとか事業者、それから県民の責務ですとか役割ですね、これが明確化してあります。その中で、行政に対しては、障がい者が暮らしやすい社会づくりを進めるための施策を定めて、計画的に取り組んでくださいということがうたっております。

そこで、先ほど加藤議員の言われました、現在、障がい者福祉計画、これ、3年スパンのものなんですけれども、今年度が見直しの時期でございます。それを今見直してる作業にかかるところでございます。また、この12月にも委員会を開いて、このあいサポート条例の理念を盛り込んで、うちの計画をつくっていこうというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） また、組み上がったところで説明をしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

除雪について、本当に昨年度は通勤、通学の時間帯になかなか車が、久しぶりに車をはまっていたようなのを経験しましたが、ほんにべちゃべちゃ雪で、なかなかはまって動かないみたいな感じ、わだちができて、それこそ本当にわだちができて、その中に入ってしまった動けないという車がようけ出たというところで、初動体制が、例年5時ごろからやっておられたんですね。だんだんずれて遅くなってきたという。今吉の場合は、自分ところで貸してもらってますので、ただ、それこそオペレーターさんの話で、体調がすぐれないとかいうところで除雪ができ

なかったというようなところもありましたけども、やっぱりこういったところも自治体なら自治体の中できちんと対応をしていかなきゃいけないなとは思っておりますが、新しい家ができて、今吉のところでも、ダイワ通りとか今吉銀座とか別名をつけて呼んできますけども、あそこのあたりが本当に何もなかったところにばっと建ちましたので、集合住宅もつきましたし、また、ほかのところも上の2なんかでも新しいところが出てきますので、そういったところの除雪についてはどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 加藤議員の御質問にお答えします。

除雪につきましては、12月の広報誌のほうにも掲載させていただきまして、除雪計画ということで、1次路線、2次路線、計画の路線図をつけております。基幹道路につきましては、早期に除雪を図るということですし、生活関連道路につきましては、二次的な除雪ということを考えております。大雪が予想されるような場合につきましては、1次路線、2次路線、同時ということにはなかなかないとは思いますが、時間をあけずに実施をするということを考えております。路線図の中に漏れた箇所もあるかと思っておりますが、そういった箇所につきましては、原則的にはその地域の方なりで対応をお願いしたいというふうに考えておりますし、対応が地域の方ではなかなか難しいというような現状になりましたら、村のほうなりでもまた対応を検討しなければならないのかなというふうに考えております。今吉のほうの新築住宅につきましては、あそこの箇所については、除雪の路線図に上がってきておるというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） これですね。（「はい」と呼ぶ者あり）除雪作業に御協力くださいというこのチラシが今の広報誌、12月1日配布の広報誌に載っておりますので、これが路線図でございますね。縦線が1次、横線が2次という形になっておりますので。縦線については、要するに通行量が多いですので、結構早く解けるんですけども、横線についてはなかなか通行量が少ないものでございますので、また、横線についての早期の対応というところをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で加藤議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 次、通告2番、松田悦郎議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（９番 松田 悦郎君） おはようございます。９番、松田です。

最初に、１８歳以上の投票率向上対策について質問いたします。ことしの１０月１０日に衆議院議員総選挙がスタートしましたが、その結果、総務省の調査では、この選挙で初めて選挙権を得た１８歳と１９歳の投票率は、１８歳では５０．７４％、１９歳では３２．３４％であり、これは昨年、参議院議員選挙よりも低い数字であります。改正公職選挙法が２７年６月から適用となり、選挙権年齢を従来の２０歳以上から１８歳以上に引き下げられましたが、御存じだと思いますが、この法案の大きな理由として、選挙年齢を１８歳以下に引き下げることで、若者の声を政治に反映させることや、社会の担い手であることを意識してもらうことが一番の目的と言われております。

では、なぜ１９歳の投票率が低いのかなどに対して、総務省の見解として、主な理由は、１９歳の方は住民票を実家に残したまま、大学や就職で親元を離れることが多いためではないかという見方をされております。

そこで、村内の投票状況を見ますと、村全体の選挙有権者の投票率が低下している現状もある中で、１８歳以上の投票率は低いのか高いのか、データがないのでわかりませんが、全国的に見て、同じ状況ではないかなと思っております。

そこで、村全体や１８歳以上の投票率の低い理由はさまざまな要因があると思っておりますが、１８歳以上の投票率向上に向けての考えと対策についてはどのように考えておられるのか、伺います。

次に、いじめ防止等の基本的な方針について質問いたします。昨年の９月議会において、いじめについて一部質問をしましたが、全国で余にも多くのいじめ認知が報告されたことや、県からいじめ防止等のための基本的な方針が改定されたことにより質問いたします。１０月２７日の新聞報道によりますと、いじめ認知数、小学校で進むという記事が載っておりました。その内容は、２０１６年度の問題行動調査で、全国の小・中・高と特別支援学校のいじめの認知件数が前年度比１．４倍の３２万３、８０８件に急増したとありました。さらに、鳥取県でも５９４件もあり、これも過去最高と言われております。文科省は、特に小学校の取り組みが進んだ結果であると評価しております。しかし、今までいじめの認知がなぜできなかった理由として、小学校では学級担任が少ないため、いじめを報告せずに抱え込んでしまい、対応ができなかったことや、いじめ防止対策推進法が２５年に施行され、積極的に義務を果たす教員がふえ、認知件数が急増したと言われております。さらに、２８年度中に７割の学校はいじめを認知したようではありますが、残

りの3割の学校はいじめの認知は全くないと報告しているようです。しかし、文科省は、3割の学校でいじめが全くないという事実はないと言っております。逆に言えば、いじめの認知を隠している学校が全国にはまだまだ多くあるということになります。

そこで、日吉津小学校では、いじめ防止基本方針のもと、迅速に対処され、いじめの認知はないと理解しております。現在、いじめを認知するその内容は本当に複雑化しておりますが、鳥取県では、ことしの7月に、いじめ防止等のための基本的な方針を4年ぶりに改定されました。その改定前の県いじめ防止等のための基本的な方針の中には、基本的な認識や学校における取り組み、家庭における取り組みなどについての方針が出されております。教育委員会として、その方針の説明と全国的ないじめの現状についてどのように考えておられるのか、伺います。以上、終わります。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、18歳以上の投票率向上対策ということでございまして、この18歳以上の選挙権が20歳から切り下げられたことによって、その状況をお話を御報告申し上げますと、衆議院議員の投票状況では、全国や鳥取県の集計はまだ出ていないということでもありますけれども、本村は、18歳、19歳とも50%でございます。それから、昨年参議院議員通常選挙と比較しますと、18歳が63.89%、19歳が47.83%ございましたので、いわゆる19歳は住民票を置いたまま遠隔地にいらっしゃるのではないかと、松田議員の推測が当たっておるのかなという気がしております。昨年の参議院議員の通常選挙の18歳、19歳における本村の投票率は、全体で57.63%、全国平均は46.78%、鳥取県の平均は39.52%でありますので、県の平均は非常に低かったという中で、我が村は57.63%であったということでもあります。

これからの対策としては、我が村の広報媒体を使うということになりますけれども、広報誌の掲載やひえづ113チャンネルでの放送はもちろん、各世帯へ配布した選挙公報に選挙のしおりを折り込むなど啓発に努めたものでありますが、いずれにしましても、次代を担う若者に誰もが安心して豊かな生活が送れるよう、そして大いに政治に参加いただけるよう、今後もさまざまな啓発に努めていきたいというふうに思います。言うなれば、次の世代がどんなふうに我が村をしていこうかということで、お考えになる機会をしっかりとつくっていかねばならないのではないかと、いうふうに思っております。それから、あわせて、この18歳、19歳の皆さんの選挙に対する意識調査も行って見る必要があるのではないかと、いうふうに考えておりますので、以上を18歳以上の投票率向上対策はという質問に対するお答えとさせていただきますが、いずれに

しましても、これからの取り組みをやっぱりこの傾向を見て、これからの地域を担う若者にしっかりと政治参加をしていただくような呼びかけが必要でなかろうかというふうに思います。

それから、いじめ防止対策の基本的な方針はということで、これについては、いわゆる教育の関係でのいじめ防止対策推進法であるというふうに考えるところでありますので、それは答弁者を教育長ということで御指定でありますので教育長がお答えをしますけれども、やっぱり子供を育てるということで考えたときに、大津の事件や、ことしでいいますと、福井の池田町の中学生在が自殺したという事案などは非常に残念な結果であります。福井の池田町の町長さんは杉本さんという町長さんでございまして、全国の町村会の中でよく一緒に議論をしたりする間柄でありましたので、29日の全国大会の折の朝、実は全国町村会の食堂でお会いして、非常に残念なことだったなということで申し上げたところであります。彼は非常に熱血漢でございまして、このことに関して、非常に残念だったという表現にとどめられましたけれども、かつては、地方に交付税を増額要求と一緒に陳情に出たときに、政府の中心的な役人の方が、地方は人が減るし、イノシシ等も、獣害の被害もあって大変ですねという言われ方をされました。そのときに、彼は、地方は人も育てておるということを言われました。非常な熱血漢でありましたので、今回の事件は非常に残念だという言い方が、本当に彼の気持ちが十分に察することのできる内容でありましたが、実は先月、我が村では、要保護児童対策協議会が中心になりながら、虐待防止の講演会をしました。これの中身に私はよう立ち会いませんでしたけれども、冒頭の御挨拶の中で、決して子育てなどの現場で虐待やいじめを見逃してはならないと、やっぱりそこにアンテナを張って、自分で解決をしようとするということではないと、その課題を、虐待を見逃したり、いじめを見逃したり、自分で解決しようとするのではないということをお願いしました。それは、要保護児童対策協議会がありますので、そっちに持って上がってほしいと、課題を何ぼ小さいことでも持って上がってほしいと、それは自治体として責任を持たせてもらう、現場で決して解決しようとして抱えるのではない、抱えてもらっては困ると。そういうことではなしに、要保護児童対策協議会や自治体のほうに持ち上げてほしいと、持ち上げて、全体的な議論をしていくと、そのいじめや虐待に向かっていくので、決して大津や池田町のような事案にはしてほしくないということをお願いしたところであります。大津や池田の事案が起こるべきして起こったわけではありませんけれども、そういうことになっちゃなんなという意味で、そのようなことを申し上げたところでありますので、そのようなことを申し上げて、いじめ防止対策の基本的な方針については、教育長が答弁をしますので、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の一般質問にお答えいたします。

いじめに関しましては、あってはならないことではございますが、同時になかなか根絶することとは難しいというふうには認識しているところでございます。御質問ございました本村のいじめ防止基本方針についてお答え申し上げます。いじめ対策防止推進法第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づきまして、日吉津村におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、総合的、かつ効果的に推進するために、日吉津村いじめ防止基本方針を平成26年6月に策定したところでございます。これは、未然防止の取り組みといじめに対応できる体制づくりについて、主には教育委員会として学校に求める基本的な行動計画として策定したものでございます。これを受けまして、日吉津小学校では、より具体的な行動計画として、日吉津村立日吉津小学校いじめ防止基本方針を策定いたしておるところでございます。小学校の方針の内容といたしましては、いじめが起きにくい学校、学級風土づくりやいじめの早期発見のための取り組み、それからいじめへの対処、関係機関との連携などについて、学校が組織的、計画的に取り組むための指針となっているところでございます。議員御指摘のとおり、法の見直し、国、県の改定に伴いまして、本村におきましても、ことしの先月、11月に村教育委員会定例会におきまして、村の基本方針の改定を協議し、承認していただいたところでございます。

日吉津小学校におきましては、いじめの未然防止、早期発見、初期対応のため、児童の行動観察やアンケート調査、担任によりますカウンセリング等を行っております。また、授業中におきましても、児童の学び合いを大切にした学習活動を重視しておりまして、何でも言い合える仲間づくりを目指した教育活動を推進してまいっているところでございます。教職員同士の情報交換を大切にして、児童の気になる点について日常的に伝え合って、情報の流通を図っているところでもございます。

近年の社会状況の中で、人間関係の希薄化に伴いまして、本村におきましても、地域や家庭の教育力の充実が大きな課題となっておるところでございます。子供たちの規範意識や基本的な生活習慣の定着、学習意欲の面等々で格差が広がる傾向にもございまして、多様化する児童、保護者等の課題に対して、学校の中でチーム体制の構築とチームで支援していくということがとても必要となっておるところでございます。

そこで、今年度から、御存じのとおり、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置させていただきました。教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒が置かれたさま

ざまな環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童とその家族への支援策を学校や関係機関とともに構築してきているところでございます。

日吉津小学校のいじめの認知に関してでございますが、今年度、29年度の現在までのいじめの認知件数でございますが、4件でございます。中身は、内容としては、からかったり、悪口を言ったり、物品を要求したりというようなことでございます。これらの案件は、全て解決されたり、事象は解消されたりしておりますが、引き続き指導の必要なものもでございます。

もう一つ、箕蚊屋中学校の認知件数でございますが、今年度、今までのところ、冷やかしやかからかい、それから悪口、それからインターネット上でのトラブルっていうようなことが発生、認知されておるところでございます。これも、解決済みの案件ばかりでございます。インターネットトラブルに関しましては、継続してずっと見ていかなければならないなというふうには考えておるところでございます。

松田議員御指摘のとおり、全国的ないじめの現状についての調査の結果が報告されました。28年度の結果の、調査の報告によりますと、小・中、特別支援学校、高校における認知件数は御指摘のとおり32万3,808件で、前年度より9万8,676件増加しまして、これも御指摘のとおり過去最高の認知件数でございます。そのうち、小学校は23万7,921件、前年度より8万6,229件の増加、中学校は7万1,309件、前年度より1万1,807件増加と、いずれも大きな増加を示しているところでございます。

いじめ発見のきっかけでございますが、アンケート調査など学校の取り組みにより発見されたものが51.6%、本人からの訴えがあったものというのは18.1%、学級担任が発見したのは11.6%。いじめの対応、中身ですが、冷やかしやかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるというのが62.5%、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするというのが21.6%でございました。

この認知件数の増加についてでございますが、文科省は、これまで認知の対象から外していたけんかやふざけ合いのうち、心身の苦痛を感じるような一方的な暴力行為を伴うものを今回から、当然ですが、いじめに含めました。そのことも大幅増の要因と見ていまして、積極的に認知を進めた結果として、文科省は肯定的に受けとめているところでございます。このように、いじめの積極的な認知を促すというのは、深刻な状況に発展する前にきちっと対応することが自殺の予防につながるというふうな方針を持っているためであるというふうに受けとめております。

いじめという行為は、そもそも大人、第三者の前では行われません。見えないところで行われます。ですので、そのいじめの全てを発見、認知することは極めて困難だと考えます。つ

まり、学校で認知できた件数はあくまでも真の発生件数の一部であるというふうに見なければならぬと思うわけでございます。これも御指摘のとおり、認知件数が少ない、ゼロだという場合、教職員が、あるいは大人がいじめを見逃したり、見過ごしたりしているのではないかという見方が必要なのではないかと考えております。いじめの定義が変更された意味を踏まえまして、今後とも積極的に認知し、積極的に解消を図っていくという姿勢が重要であるというふうに考えます。先ほども申し上げましたように、校内で、あるいは大人同士がアンテナを高くして、見逃さない、見過ごさないという気持ちで、ささいな変化にもその情報をお互いに伝え合って、子供たちを見守って、支えていくという基本的な考え方を今後とも大切にして、いじめ防止を図ってきたいというふうに考えておるところでございます。

以上で松田議員の御質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最初に、選挙投票率の関係について質問させていただきますが、最初にいろいろと18歳、19歳の投票率を聞きましたけれども、この選挙制度には御存じのように4つあるわけでありまして、一つは投票日、投票所で投票する当日投票所投票主義というふうなわけですが、2つ目は期日前投票、選挙前でも投票できる期日前投票、3つ目は、仕事や旅行で滞在先で投票できる不在者投票制度、4つ目は、海外に住んでいる方などが海外にいなから、外国にいなから投票できる在外選挙制度と、4つあるわけですが、この4つの中で、日吉津村に該当する制度についてのパーセンテージがわかりましたら、お願いできますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。

今ちょっと手持ち資料がありませんので、パーセンテージはちょっとわかりませんが、該当があるのは当日、今回でありますとトレセンのほうに来ていただくということでありますし、期日前ということで、告示の翌日から前日までということで期日前投票、それから、先ほどもありました、19歳の方なんかは住所をこちらに置いて、県外に出ておられる方、そういう方も不在者投票ということでしていただいておりますので、在外については選挙人がゼロ人ということで本村ではおりませんので、その3つが現在対象ということでなっております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） この質問をしたのは、次の質問でわかると思うんですけども、なぜこの4つの質問をしたかというのと、その中で、この不在者投票制度についてなんですけども、

このたびの衆議院選挙は台風の21号が接近したことにより、全国的に投票率が低かったということが言われておまして、当然、日吉津村でも一緒だろうなと思います。そこで、この台風、あ、今さっき言いました不在者投票の関係はその次でした。済みません。事前に台風が来るということがわかっておったと思うんですよ、この日はね。ということでもありますけども、結局、台風が来て、投票率が悪かったのではないかなという、全国的にも言われてますし、日吉津村でも、いろんな一部の方から聞いて、行ってないということがあります。これを事前にわかっておれば、防災無線でもうちょっと積極的に期日前投票をやってくださいということの放送があつてよかったのではないかなと思うんですけども、ただ、この当日の日には、台風が来ますから外に出ないでくださいという防災無線はありましたけども、その前に、期日前投票に行ってくださいという放送はなかったというふうに思っておりますけども、この辺はどういうように思われますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 台風につきましては、今回、期日前投票の様式にも、途中から台風によって来れないという、その期日前投票のやり方も周知はしたと思っております。それで、台風が来るということで、台風により当日来れないという期日前が突然ふえて、今回、期日前が過去最高の人数だったというぐあいに記憶しております。投票率も前回とほぼ同等でありましたので、その期日前で台風によって期日前で来られた方が多かったということで、ある程度の成果はあったのではないかなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） もうちょっと積極的に放送があればまだ上がったのかなと今思っておりますけど、そういうことで、わかることがあれば前もって放送してほしいなと思います。

それから、今、不在者投票の関係なんですけど、先ほど村長も言われましたけども、19歳以上で投票率が特に19歳で低かったということは、住民票を移してなくて、実家に帰るのをやめたり、今住んでいる市区町村で投票がしにくいという理由が最も多かったと言われておりますが、若い方が特に不在者投票のやり方がわからないという方が多くて、結局、選挙をしなかったということなんですけど、ここで、ちょっとお聞きしますけども、大人の方も、若い方も含めてですが、この不在者投票について、何かいろいろ複雑だそうなんですけども、ちょっと改めて、私は多少わかってますけども、改めてここで説明願えますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 特に今回19歳の方ということで、不在者ということで、県外におられる方が例えば日吉津村に申請をしていただいて、その用紙を向こうに送って、向こうの選管

で選挙していただくんですけど、それを向こうの選管がこっちのほうに送っていただくという流れになってきます。ということで、実際には時間が、うちに申請をして、うちから投票用紙を送って、向こうで選挙して、向こうで、うちの場合は封筒を本人があけないようにっていうことになっておりまして、そういう流れで、向こうで選挙したものをあけないようにうちのほうに送っていただいて、選管が送ることになりますので、うちのほうで対応することになりますので、大体4日から5日ぐらいやりとりがあって、いつもぎりぎりぐらいということで、今回も当日の4時ごろだったですかね、最後に届いた不在者投票もありましたので、今回、特に台風等もありまして、ぎりぎりになった部分がありますけども、そういう不在者投票のやり方もあるという周知をもう少しうちのほうもやっていきたいなというぐあいに思います。ただ、やり方が結構時間もかかりますし、地元ではなくて、今住んでおられるところで選挙をされるということで、なかなか区役所とか、そういう場所に行くのが面倒くさいということでされない方もあるようですので、その辺も周知をしていきたいなというぐあいに思っております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 住民票を県外行かれたら当然移すわけですけども、この移さないとか、移してないということにつきましては、何か法的に罰則とか、そういうのがあるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松田議員の質問にお答えいたします。

やはり実際に生活しておられる居住の場に住所を移すってということが基本でございますし、一定の期間、おおむね1年、ちょっとはっきりと今、期日が思い出せないんですけども、そういう期間、別の場所で居住されるということであればやはり住所を移されるのが原則でございますが、具体的にその移さなかったからといって何か罰則がということは、調べてみないとちょっとお答えができませんけれど、やはり今の選挙ですとか、そういった保険証とかの社会保障の関係で本人さんが不利益をこうむられることもあると思いますので、やはり移されるのが望ましいと考えます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） いや、私は、望まれるじゃなくて、罰則はありますかということ聞いたんですけども、これ、詳しく私、わかんないんですけども、たしか14日以内に移さないとか何か過料っていうふうに書いてありますけど、過料ってというのは罰金なのかどうかかわからんですけど、過料をする対象ということになっておりますけども、この辺はひとつ重要なことなん

で、また後ほど詳しくわかれば教えてほしいなと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、この選挙が、26年に行われました衆議院選挙も、それから参議院選挙でも、村長は日吉津村では確かに投票率が高かったというふうに言われてますけども、全国的に18歳は学校でいろいろ勉強するから高い、しかし、19歳はもう学校で習わないから低いというふうに言われておりまして、なら、どうやったらこの18歳から19歳の投票率上がるかといういろんな意見がありますけども、その中に1つ、小学校の時代のころから選挙の関係する勉強を、学習を、教育をやったらどうかというふうに言われておりますけども、日吉津小学校ではやっておられるでしょうか、この選挙の教育関係は。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えします。

現在の学習課程の中でそういったこまっというのは特別に設けていないということで認識をしていますが、そういったことも今後の社会科というようなところで考慮されるのではないかと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） やっておらないということであるんですけども、これが本当にいいなのか悪いのかわからんですけども、小学校6年生を対象にして、それ、小学校の6年生を全てに任せて、立候補者を立てたり、それからいろんな作業も全て6年生がやるということで、ここで一番大事なことは、難しく教えるのではなくて、楽しくできる選挙教育といいますか、そういうのをやらせたら、非常に気持ちが大人になっても残るんじゃないかなという意見もありましたので、できたら参考にしていただきたいなと思いますし、できたらやってほしいなと思っております。

それから、これ、お願いなんですけども、行政懇談会の資料に、一番最後のほうに、各自治会の年齢別の人数が書いてありますが、それは、20歳から59歳までの欄があると思うんですけども、これを投票ができる18歳から59歳までっていう、変更にはならないのかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 検討させていただきます。多分それは全然できると思うんですけど、年齢構成を見て、確認させてください。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最後になりますけども、この投票で、日吉津村の庁議室で期日前

投票が行われているわけですが、この中で、庁議室が狭くて投票ができにくいなんてやな、そういう意見は聞いたことがありますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 何件か意見を聞きまして、投票者と期日前におられる管理者とか従事者の方が近くで見られた感があるというようなことを聞いておりまして、以前は同じ庁議室ですけど、ちょっと向きを変えたりとか、いろいろやってましたけど、今やってる形がベストじゃないかということによってやっておりますけども、そういう御意見を聞いておりますので、どういう形で対応できるかは今後検討させてもらおうということで、選管の担当とも話をしているところであります。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 時間が余らないのであれですけども、次、いじめの関係につきましてちょっと再質問させていただきますが、これは皆さん御存じと思うんですけども、10月27日にこの報道が出て以降、これは日本海新聞なんですけども、いじめの関係の投書が載ってありました。幾つか載ってありました。その文章をちょっと要約してみますと、親の立場やその子を取り巻く家庭環境が大きいから、家庭が持つ雰囲気や学校生活に影響を与えている。次に、子供の貧困や家庭教育の貧困が根っこにあることではないかと。それから、次に、道徳は社会人のモラルであるので、道徳教育をもう少し徹底させたらどうかと。それから、最後に、いじめの認知数をカウントするのはよいことであるけれども、肝心なのは今後の対応であるというようなことが要約すると書いてありましたけども、結局、いわゆるいじめの原因の一つに家庭環境が大きな原因があるということが言われておりますけども、教育委員会として、この家庭環境についての原因についてはどのように思われるのでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

家庭環境がいじめの発生にどのようにかわるかということに関しましては、いじめはどの子供たちにも起こり得るというふうに基本的には考えておりまして、どのような環境に育つことによっていじめが起きるかという定義は、いまだなされていないのではないかとこのように私は認識しております。ただ、貧困によって物欲といいますか、そういうものが影響することはあるでしょうし、また、家庭環境によって愛情を欲するってということも当然起きてくるでしょうし、どの家庭にもさまざまな事情があって、どの家庭からも起こり得るというふうなことが基本的な認識であると私は考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 確かに非常にこれ、簡単になかなか解決できんと思うんですし、家庭のことを言われるとなかなか難しい部分もありますし、投書ですから、いろいろ言いたいことが言われると思うんですね。ちょっと考え方をと思ひまして。

それから、先ほど教育長のほうから、児童に対していじめのアンケート、いじめに対策するアンケートについては調査をされているというふうに言われとるんですけども、どのような間隔で、例えば1カ月で一遍だとか1年に一遍だとか、どのような間隔でやっておられるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） いじめに関するアンケートについてでございます。年間2回、アンケート調査をすることにしております。それから、hyper-QUテストというのがございまして、これも2回やっております。このQUテストっていいものは、学級の中での自分がみんなに認められているかどうか、自分はそれをどう受けとめているかどうかとかいうふうな、そういう調査、テストと言いますが、これ、調査でございます。そういう、自分がどの程度認められている、こんなことについてはこう自分は思っているってなことを集計しますと、自分が認められていないなと思っている子供たちがどの程度いるのかとかってなことがわかるような調査でございまして、その調査に基づいて、当然アンケートやそういう調査に基づいて、担任が教育相談を行ったり、取り出して話を聞いたりというふうなことにつなげていくという状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 今、年2回と言われましたけども、この調査は大体どういうふうな内容の調査なのか。これ、年に2回というのは、これだけ多くないということは、日吉津村も多少あったそうですけども、もう少し間隔を狭めたらなと私は思うんですけども、内容といえますのは大まかに、全部でなくてもいいですけども、ちょっと主要なとこだけ教えていただけませんか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えします。

年2回というのが、学期が始まったときですね、学年が始まったときに行って、それを夏休み前に集計をして、夏休み中にその教員がこういった課題があるなというものを捉えて、2学期以降に使っていくということで、そういったサイクルでやっていますので、細かい観察ということは、それは日々行っておりますし、課題があれば取り出しをして、それを持っていくということ

で、まず、いじめの認知というところでいいますと、これは毎月報告をしています。これは、学校から教育委員会、教育委員会から県へ、県から国へという報告体系をとっていますので、その報告の項目、先ほども教育長からありました、いじめ、からかいの細分化、いじめの認知の細分化ということで、そういった調査、日々の観察ということはそういったことで行っています。アンケートの内容で、先ほどhyper-QUの説明がありました、学校は楽しいのか、勉強はおもしろいのか、学校の中でどういったことが楽しいか、友達と遊ぶことは楽しいかというような、それと類似したような、先ほどお話をしました類似したような、居場所づくりと類似したような内容なんです、まず、学校、勉強、それから友達、自分の環境みたいなことのアンケートをとる。それは、低学年、中学年、高学年、質問種は変わっていきますけども、基本的な内容はそういったもので、学校の学級づくりのもとにしていくというようなアンケートです。これについては、学校だよりということで、1学期にとったものはこうでしたよ、その結果を踏まえて、どういうぐあいに変わってきたのか、子供たちの変容はどうなったのかということ再度とることがそのアンケートの趣旨です。なので、それをふやすということではなくて、日々の対応をどうしているかというほうでいいますと、それは対応をきちんとしておりますので、今のもので、アンケートをとったらとりっ放しではなくて、これはこういうふうな課題があるなということで変えていき、変えていきことが次のアンケートでどう変わってきたかというものですし、先ほどの居場所づくりも同じような内容で活用しております。以上です。

○議員（9番 松田 悦郎君） 時間が来ましたので、なら、これで終わります。

○議長（山路 有君） 以上で松田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここでしばらく休憩をいたします。10時45分まで休憩し、45分から再開いたします。

それでは、休憩に入りたいと思います。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

続いて、通告順3番、議席番号5番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島尋子です。質問は、男女共同参画の視点、基金の有効

活用の2点について伺います。

初めに、男女共同参画の視点をということで質問をさせていただきます。平成20年3月、日吉津村男女共同参画推進条例を制定し、「ともに輝き ともに幸せ 笑顔うまれる 日吉津村」をスローガンに、8項目の男女共同参画社会を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、その実現に向かって推進してきました。社会の情報化、価値観の変化、多様化などで地域や社会の環境も大きく変化し、生活習慣にも大きな影響を与えていると考えます。このことは、また、地域の自主的な取り組みも難しくしているのではないのでしょうか。災害に強い社会、地域づくりには、男女共同参画社会の実現が不可欠です。これまで災害時避難所は男性がリーダーで、女性は自分たちが抱える問題、要望など、声に出せない状況でした。それが被災地の女性たちが勇気を持って声に出したことで状況は変わり、女性はふだんの生活に根差した知識や能力を生かし、多様なニーズに力を発揮しております。女性を主体的な担い手として意思決定の場への参画を促進し、リーダーとして育て、活動をバックアップし、活躍を見守り、推進することが重要と考えます。

そこで、5点伺います。

1つ目は、来年3月には条例制定から10年を迎えます。この間、重点に取り組んだこと、その評価についてお聞かせください。

2つ目は、防災訓練は男女共同参画の視点で取り組み、行動することが重要とされています。共同参画の視点は活かされておりますでしょうか。また、災害発生時の役割や位置づけを明確にし、参加、行動する訓練となっているのでしょうか。

3つ目ですが、地域協働の活性化は減災取り組みの大きな柱です。自主防災組織の推進強化は必須と考えます。地域リーダー育成について伺います。

4点目ですが、村防災会議委員のうち、女性委員は何人でしょうか。地域防災計画の作成、修正など、政策方針決定過程に女性が参画し、共同参画での視点を反映することが重要と考えています。内閣府男女共同参画局は、事前の備え、予防の取り組みとして、性別、年齢などにかかわらず、多様な住民が自主的に考える意見交換の場を設けることや、女性が意見を出しやすいよう女性だけの話し合いの場を設けることも考えられるとしています。取り組む考えはないのでしょうか。

5点目ですが、男女共同参画の条例には、推進状況及び施策の実施状況報告書は毎年作成し、公表するとなっております。公表されておりますでしょうか。

次に、大きく2点目の基金の有効活用について質問いたします。基金は、条例によって、目的、積み立て、管理、運用等が定めてあります。現在、10の基金条例があると思っておりますが、

このうち9つの基金を積み立て、運用されております。

4点伺います。

土地開発公社基金条例が平成4年3月31日、基金額2,000万円で制定されています。現在、基金の報告はされておられません。このことについて伺います。

2点目は、国民健康保険事業運営基金、これは毎年度2万円以上を積み立てると定めています。9月議会において、村長は、国保の基金積み立てを行うことを表明されました。そして、先般、この議会初日において、積立金を5,000万円積み立てることを表明されました。この条例によるものでしょうか。

次、3点目ですが、奨学基金積立金積立額は一般会計予算に定める額としてあり、現在の基金額は200万円です。毎年度の積立額は現在ありません。積立金の処分は、奨学金の貸し付けに充てる場合となっています。現在、貸し付けはありますが、この基金からの貸し付けではなく、別途予算計上、教育委員会事務局費の貸付金で計上し、返還金は諸収入の貸し付け元利収入として計上されております。奨学金積み立ての意味をお聞きいたします。

4点目、高校生を持つ保護者から、奨学金を心配していただくことは大変うれしいことです、子供の希望として留学奨学金を考えてもらいたいという希望があるのでということが寄せられました。奨学金、奨学基金、または国際交流基金の活用は考えられないでしょうか。

以上、質問とします。答弁により再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 三島議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、男女共同参画の視点からの質問をいただいております。平成20年3月に日吉津村が男女共同参画推進条例を制定したというところで、その条例を制定してから来年で10年を迎えるということではありますが、その間の取り組みということでの御質問であります。

男女共同参画に関するテーマの講演会を開催し、防災被災地支援や男性の子育て、仕事も子育ても楽しくする方法など、男女共同参画に対する意識啓発を行ってきました。また、女性活躍を目指した特定事業主行動計画の策定や、ワーク・ライフ・バランス等の推進としてイクボス宣言、ファミボス宣言を先ごろ事業主として行ったところであります。

取り組みの評価ということでございますけれども、まだまだ男女共同参画を啓発する必要性を感じておりますが、頑張っってやっていかないけんということではありますが、意識的には広がってきておるのかな、特に若い世代では男女がともに子育てをする意識が高まってきておるのではないかとこのように考えております。と同時に、やっぱり男女でともに子育てをするということで

ないと、今の時代はなかなか子育てが十分にできる環境ではないのではないかという気がしております。行政的に、政策的にしっかりとしたお支えをするつもりではおりますけども、なかなか難しい状況にあるなというふうに見てます。

この間、取り組んできたということでは、啓発活動を中心にやってきたわけでありまして。ワーク・ライフ・バランスの関係では平成29年、28年、24年と開催し、子育て関係では27、26、23、22年にいずれもやったと。それから、防災でいいますと、防災復興関係では平成25年に取り組みをしたと。それから、23年には人生の楽しみ方など、それから、21年は男女の違いなど、それぞれ啓発をしてきたという内容であります。

2番目に、防災訓練に男女共同参画の視点は生かされているのか、災害発生時における役割や位置づけを明確にし、訓練に参加、行動となっているのかということではありますが、災害発生時に職員は、地域防災計画に基づいて、災害対策本部員として安否確認や避難所運営などの役割を担うこととなります。特に避難所運営では、議員御指摘のように、女性の視点を取り入れる必要性があると認識をしておるところであります。現在の防災訓練では、自治会公民館に避難をしていただくところまでで、避難所運営までいっていないのが現状であります。そういう意味では、女性の視点が生かされているとは決して言いがたい部分があるなというふうに思いますので、その点については、点検し、検証したいと考えております。

なお、職員としては、西部町村避難所運営マニュアルに基づいて、昨年から西部町村持ち回りで合同避難所運営訓練を実施しており、訓練では障がい者等の対応も行うなど、女性の視点にも配慮した訓練となっているというふうに思っております。今後、本村でも実施する予定でございますので、その際には村民にも参加していただき、女性の視点が生かされる訓練になればというふうに考えております。

3番目に、減災の取り組み、そして共助の活性化について、そして地域防災リーダーを育成することは必須ではないかということですが、あわせて、自主防災組織の推進強化としての取り組みを尋ねられております。

取り組みとしては、消防団員を中心に、防災士の資格を取得していただくための助成を行っております。現在2名が取得であります。平成29年度は、地域防災リーダーを育成するために、消防団員1名に加え、自治体で防災活動に携わっていただいております村民1名に取得をしていただく予定であります。きのうの自治会長会でも、防災士の資格取得の該当者の掘り起こしをお願いをしたところでもあります。現在、防災士については男性のみでありますけれども、平成30年度からは女性を含め、各自治会で防災活動を積極的に行っていただける人を自治会から推薦をして

いただいて、これはきのうの話であります、自主防災活動の活性化が図られるように、自治連合会と連携をするようにしていきたいというふうに思います。防災士ということで、非常に肩書的には重たい内容になっておるわけでありませうけれども、そういうことではなしに、それぞれの地域の中で、日ごろの活動を通じて防災意識の啓発に努めていただける人を防災士として講習を受けて、そして資格を取っていただくということをお願いをするという内容であります。

4番目の、村防災会議委員のうち女性は何人かということですが、地域防災計画の作成、修正など、政策方針決定過程へ女性が参画し、共同参画視点を反映することが重要であるという質問の内容でありますけれども、住民の意見交換会の実施、女性が意見を出しやすい女性だけの話し合いの場を設けることはどうかということで、同時に質問になっております。

村の防災会議委員は条例により定めておるところでありまして、現在、女性の委員は1名であります。災害や防災等の現場に女性の意見を入れることが重要だということではありますけれども、現実的には男性が多いのが実際でありますので、今後検討をしていきたいというふうに思います。また、意見交換会や女性だけの話し合いの場については、検討が必要というふうに思っております。

5番目の、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況報告書は作成されているのかということですが、男女共同参画の推進状況は、平成28年度において、議員の女性比率が県内トップの4割ということですが、教育委員会等の各種委員会委員は八頭町、若桜町に次ぐ25%、審議会委員においても県内5位の34.9%となっております。実施状況報告書についても、日吉津村男女共同参画計画に基づいて、毎年、各課から聞き取りを行い、実施状況の確認を行っております。

以上が男女共同参画の視点からの質問に対するお答えとさせていただきます。

次に、基金の有効活用をということでの質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、土地開発基金条例が平成4年の3月31日に基金額2,000万円として設置をしておりますが、基金報告はされないのかということですが、土地開発基金条例については、平成2年に公共施設等建設基金条例が設置された際、一度廃止をしたところですが、平成3年度から土地開発基金が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなったため、県の指導により再度条例を設定をしたものであります。本来、交付税の需要額に算入された2,000万円を基金に設定しなければならなかったということですが、県との協議によって、一般財源としての取り扱いでよいとの結論から、条例設定のみで基金積み立てがないため、基金報告をしていないという内容であります。

それから、国民健康保険事業の運営基金の今年度予定の基金積み立てはこの条例によるものかというものでありますけれども、国保の運営基金は、国民健康保険事業運営基金の設置管理及び処分に関する条例第2条に、毎年度基金として積み立てる額は2万円以上とするというふうに定めております。今年度の当初予算は2万3,000円で、議員御指摘のとおり、この条例によって積み立てるものであります。今回の5,000万円は、30年度からの国民健康保険事業の都道府県化に備えて、都道府県化された際に、これからの各町村の保険給付費の財源不足には原則一般会計からの繰り入れはしてはならないという従来からの政府の国民健康保険に対する方針がありますので、現在のまだ市町村で国民健康保険事業を運営をしておる段階で、30年以降の財源不足が予想を我が村はされるわけでありますので、それにあわせて、国のほうは激変緩和措置を6年間で解消するという内容でございますので、その6年間のうちにこの村民の皆さんの被保険者の方の激変緩和をさらに図っていくという意味合いを込めて、6年間での、積立額はこの3年間の医療給付費に対する不足額のを積み上げると約5,000万になるということで、そのことに5,000万の額をはじいたわけでありますけれども、国の新たな制度としては、6年間で激変緩和をしながら保険料を標準保険料に合わせていくという内容でありますので、いわゆる県下の保険料を統一するということでもありますので、6年間でこの基金を運営をして、被保険者の皆さんの保険料の急激な上昇を、国の制度がありますけれども、それをもってしてもかなり厳しい内容になるのではないかとというふうに判断をして、今回5,000万円の予算を計上させていただきましたので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、次に、留学奨学金を奨学基金、または国際交流基金で、いわゆる留学をされる方の基金の利用は考えられないかということでもありますけれども、国際交流基金では留学奨学金については現在は想定をしていないということでもありますし、奨学基金についてもその部分についての想定はしていないということでもありますけれども、奨学基金の積立金額、留学奨学金については教育長が詳細をお答えしますのでよろしく願いして、以上で私からの三島議員の質問に対するお答えとします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員の一般質問にお答えいたします。

基金の有効活用という点で、奨学基金についてお尋ねいただきました。この奨学基金につきましては、議員御指摘のとおり、基金としての運用のあり方に関しまして課題があるというふうに認識いたしております。今後、この奨学基金の必要性も含め、そのあり方について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

もう一つの留学資金ということについてでございますが、現在、留学に関する奨学金ということとは想定しておりませんが、グローバルな社会にも対応できるような人材育成が、その施策が必要であるというふうには考えておりました、教育委員会といたしましても、このことは今後の課題の一つとして認識しておるところでございます。定例の教育委員会で、教育委員発議でそういう人材育成のための施策を考えなければならないという意見もいただいております、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。私からは以上でございます。

奨学金等々の金額等々に関しましては、課長のほうからまた追加でお答えさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員の奨学基金の額のことについてお答えをいたします。

議員御指摘の奨学基金の設置管理及び処分に関する条例で、奨学基金は奨学資金貸し付けの経費に充てる場合に限り、これを処分をすることができるという第6条がありますが、これについては、平成7年のときに条例改正をして、追加をして、奨学金に充てることのできるよということで条例改正をさせていただいております。その当時から基金の額というものは200万円ずっと推移をしておりますが、それ以前までは基金のほうで奨学金の利子が、決算額でいうと約10万円弱、10万円を切っておりますが、9万8,000円から平成6年までで3万8,000円と、年々下がってきております。そういったことを踏まえて、一般財源も足してだと思っておりますが、その当時は積立金を10万円ずつ行ってきて、基金額はふやしてきておりますが、200万になったところで、それ以降の利息がもう1万円を切ったり、現在でいうと1,000円を切って、500何円というような世界になってきていますので、こころの積み立てはもうやめていると。

では、この基金がどのような場合に使うのかということころは、奨学金が今、基金を充てないと奨学基金事業の財源としてもたないというような危機的な状態になっているわけではありません。先ほど三島議員の御質問の中にあつたように、一般財源、いわゆる貸し付けをしたものが返ってきたお金と合わせて一般財源を足した財源で行っていて、基金は使っていないよと、繰り入れはしていないよということでも事業は成り立たせていますし、一般財源で賄っていくということころで、この奨学金が先細りをするということころではありませんので、この基金の性格、今後どのような活用をするのか、それ使うのか使わないのかも含めながら検討していきたいということで、200万がずっと動いていないがということころでいいますと、利子分がなくなってきたから、こころの積み立てもできなくなったのかなということころであります。以上です。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 再質問させていただきます。

男女共同参画の視点からの事業というのは、進めていますっていう回答だったとは思っております。

次、地域の共助、活性化の点についてでありますけれども、地域のリーダーの育成っていう中で、先ほど村長の答弁としては、12月の5日に自治会長会を開いたので、30年度から連携をして育成に努めていくっていう御回答だったと思っています。それは進めていただきたいなということを思いますが、その中にぜひ女性も入れていただきたいというふうに思います。それは、先ほども申し上げましたけれども、今までが大体男性の見方のほうから進んできておると思っておりますので、このごろはいろんな災害を遭われた地区からの話ですね、私も一番初めに聞きましたのは新潟中越地震のときのことで、それが男女共同参画への参加する初めだったんですけれども、女性が必ず出ないと進まない、女性の視点っていうのが入っていないっていうことを痛切に感じまして、それからちょっと関心を持ったんですけれども、それをぜひ日吉津村でも進めていただきたいということを思っています。ずっとそれを考えてきました。地域で進めるっていうことは大変難しいです。役員さんがかわりますので、ずっと5年とか10年とか続けてするっていう方向づけにはなっておりません。自治会の役員の期間、長くて2年、2期されれば4年にはなりますが、そういう中ではなかなか浸透していかないということを感じております。進めたものが途中で崩れていくっていう方向になってますので、その点をやはり行政のほうでよくつかんでいただいて、一緒に進める方向づけをしていただきたい。十分に活動されておる地域もありますけれども、でも、それはまた今の時点っていうことになるかもしれません、変な言い方もわかりませんが、関心を持っておる人がいるときはいいですけれども、それが少し抜きますと、だんだん薄らいでくるといって方向づけにもなります。その中でですが、毎年行われてます村の防災訓練においてですけれども、自治会の防災訓練をどのように受けとめておられるかをちょっとお聞きします。見ておられるかです。実際に現場に行っておられるかどうか、それをお聞かせください。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 実際には私自身は災害対策本部長という役を受けますので、現場を直接見ることはありません。が、反省会を例年やって、理事会も、それから、何ていいますか、介護などの入所施設などや、社協などから来ていただいて、その課題を意見交換をしながら、次の防

災訓練に向けての反省を、課題を洗い出すということをして、きのうも自治会長会で、その防災訓練の反省点のまとめをお話をしたということにしておりますので、それはそれぞれの自治会でまた御利用いただける内容になっておるといふふうに考えておりますけれども、女性に限らず、防災の地域でのリーダーを選ぶといいますか、選ぶという言い方がどうなのかわかりませんが、非常に難しさがあるというのは、今、御指摘のとおりでございます。本当だなあと思ったのは、そうだなと思ったのは、やっぱりやっていただく人に、行政と一緒にやってやっぱり進めない、地域で活動をされる人の支えにならんとあろうというふうに思いますので、さまざまな力量をお持ちの方はたくさんいらっしゃると思いますので、それは行政の視点としてやっていく必要があるな、支えながらやっていく必要があるなというふうに思っています。現実には、現場に出て、質問の内容は現場を見たかという話でありますけれども、それぞれが分担をしながら、現場を見ながら組織として動いてますので、私は災害対策本部長としての取りまとめをしておるといふ状況でありますので、御意見のとおりそれぞれの自治会の中での取り組みはやっていくと、課題を集約しながらやっていくということだと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 住民の皆さんが、ちょっと防災訓練について話されている会話っていうのを聞きになられたことがありますでしょうか。私は、初めにちょっと聞いたときに、あっ、そうなんだなっていうことを思ったんですけども、村の防災訓練は役場の訓練のためにしておるっていうことを言われます。これが年々、何か声が多くなってきておるようになってます。こういうことではちょっと広がっていかないんじゃないかなっていうことを感じております。その点で、そこへ行政の職員の方はいろいろ分担があって、地域に出かけていくっていうことは難しいかもわかりませんが、訓練ですので、誰か2人でもいいですけども、地域をどういふふう動いてるかっていうことを観察していただきますかね、言葉は悪いですが、見ながら次に進めていく、次年度に取り組んでいく方向づけの参考にするようにされたらいいのではないかっていうふうに感じてます。その点で、時間がとれないし、動けないということがあるかもしれませんが、やっぱり実態をごらんになるっていうことが一番かなってことを思っています。以前から比べると、何か少し衰退してきたんではないか。発展しておる地域もありますけれども、私はなかなか進まないところが多いんじゃないかっていうことを捉えていますので、その点を今後考えていただきたいっていうことを申し上げておきます。

それと、28年の3月議会、6月議会で、私は女性活躍への支援っていうことと、災害時に備える体制ということについて質問をさせていただきました。そのときに村長の答弁として、男性

が後押しをする意識啓発に努めるという答弁がありましたし、災害訓練等で検証し、整備を図りますって御回答をいただきました。その点で、改善された部分もあると思いますが、村長がここの本会議で答弁をされたことが、職員の皆さんにその後徹底されているかどうか、自分の分担する事業、事務においてやはり生かしていく、それが進まないと思われれば改善はされないと思いますが、その点についてどう捉えておられますでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 防災訓練で、特に関心が薄まりつつあるのではないかということに対しては、危機感が、この程度ならこんなことで自分は動けるんだらうなという安心感も出てきたのかなというふうに。じゃあ、いざ災害時には自分はどうすればいいのかというところが、住民の皆さんの意識の中には醸成ができたのではないかというふうに思っております。ただ、御指摘のように、それがやらされているという感覚になってはいけませんので、やっぱりここで知恵を出す必要があるのかな。新たな課題を皆さんに理解してもらって、それに応じた行動計画を行動してもらおうと、そういう認識をしてもらおうということが求められておるのではないかということだと思います。

それから、自治会によっては、自治会の中で企画立案をして防災訓練をされる自治会もありますので、そこはやっぱりしっかりと課題が把握できて、整理ができて、避難計画なり行動計画ができておるのであろうというふうに思っておりますので、やっぱり自治会ごと、我が事にして防災訓練ができるような体制にしていかなければならないと思っておりますし、それがさっきの、一人一人がもうこの程度だという理解をしていらっしゃる部分を、次につなげていく取り組みということでは、そこに特化をある程度重点を置かなければならないというふうに思っています。

職員にどうなのかということと言いますと、一つ一つはある程度ものは浸透してきたかなということだと思っております。今度は、じゃあ、自治体の職員としてどんなふうに住民の皆さんに持ちかけたり、行動を要請をしたりするのかということをやっばり考えていく必要があるなど。うちげに合ったものは、うちげの災害はどうなるのかということを考えていくことが求められておるのであろうと。そういうことを、災害対策本部長を務める立場としては、そういうことを考えていかなければならないかなというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） あと一つお伺いしますが、先般、12月2日にJ-ALERTが流されて、各自が避難の体制をとるということがあったと思いますね。そのときに少し気がついたっていうか、はっと思っ、私思ったときにはもう10時が過ぎてまして、10時半が近くな

ってたんですけれども、そのとき社協でイベントっていいですか、会合があったんですね、集会が。それで全然わからなかったんですよね。そこに集まるとる人がたくさんいますけれども、全然わからなくて、普通にやってたんですけれども、そういう場合ですけれども、何か行うイベントっていうか、集会を行うところや、特別には連絡は、気をつけとってくださいとか、そういうことの連絡はしない、もうそれも全部自己っていいですか、個人でやるっていうことなんでしょうか。ああいう場合にはどんなふうに行ったらいいのかなっていうことは、後、感じたんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 2日の分は、北朝鮮からのミサイル発射の想定をして防災訓練をしたということで、県内でもやったところとやらないところが半々ぐらいに分かれたんだと思いますが、機会あるごとにやっていかなければならないというふうに思ってます。J-A L E R Tの吹鳴、サイレンも住民の皆さんに理解をしていただく機会をふやしてやるのが大事だろうというふうに思ってます。ただ、今回の取り組みについては、じゃあ、どこの団体にも指示をして連絡をしてということではなしに、特定の団体にこういうことでやるということで協力をお願いしてやったということでもあります。まずは手始めということでもありますので、北朝鮮のミサイルだけに限らず、J-A L E R Tのサイレンの吹鳴を、やっぱり災害時だということで、村民の皆さんに理解をしていただく機会をふやしたいというふうに思いますけれども、何せうちの管理物でありませぬので、なかなか思うようにいかんということもありますけれども。ですから、そういう意味では、社協でイベントがあったということについては、これは要請はしてないだか。しとったか。（発言する者あり）要請はしてあったということですが、その点については、私が現場見てませんので、要請はしてないだか。してあったか。（発言する者あり）社協のほうには要請をしておったと、イベントがあるということで要請をしておったということでもありますけれども、いわゆるミサイルの発射については、頑丈な建物の、窓から離れて、頭を低くして、頭をかばう方向でのスタイルでの身の保護に努めてくださいということですので、言うなれば、批判的に申し上げると、昭和16年から20年までの戦争のときのような感覚での避難のとり方しかできないということで、今の時代にはあんまりそぐわんなということがありますけれども、実際にミサイルが発射されると、J-A L E R Tよりミサイルのほうが速く来るのではないかと、今がありますので、なかなか身の守り方がわかりませんが、今のところは国から出されていますのは、堅牢な建物の部屋の真ん中におれというようなことでもありますので、なかなかそこでは理解をしていただくのが難しいかなというふうに思ってます。そういう意味では、社協は堅

牢な建物でありますので、そんな理解だというふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 補足をさせていただきます。とりあえず当日は小学校のスポ少が野球をしてるということで避難をしていただくと。それから、保育所でもしていただく。それから、社協でも年忘れのそういうイベントがあるということで、社協でも願います。それから、ヴィレステでも願います。それから、児童館の関係もヴィレステでイベントあるということでお願いしたということで、今回はそういう団体をお願いをさせていただいてしていただいたということで、一応は全村にはそういう体制をとってくださいという放送もさせていただいたということで、とりあえず急なことでしたので、県と共同でそういう訓練をさせていただいたと。今後もそういう機会があれば、また広げていきたいなというぐあいに思っております。今回、参加人数、それから、写真も撮らせていただいて県に報告しましたけども、県内でもいい訓練ができたということで評価をいただいておりますので、今後さらにつなげていきたいなというぐあいに思っております。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 次に、基金の有効活用についての質問に入らせていただきます。

国保の基金ですけれども、毎年2万円以上積み立てるっていうことは理解しておりますが、今回5,000万っていうのは特別ですね。先ほど説明がありましたけれども、先般も村長からの説明はあっておりますが、5,000万円は一応3年間分を見た中で組ませていただいた、計上させていただきましたっていうことでしたけれども、これは保険、医療給付費に対するもの、納入金っていうのは保険給付費でしょうか。先ほどそういうふうに、私は保険料の未納分についてのことかなっていうふうには理解して、私の理解がちょっと不十分だったのかなととってますが、以前そういうふうに答えられたような気がしたんですが、納付金っていうものは医療費、給付費の支払いができないっていうことについての納付金っていうことでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 標準保険料率を県が定められて、我々自治体は納付金を払うと。いわゆるその都道府県の保険を運営するために、うちげの相当分の経費分を納付金として払うということです。給付費もですけども、その他の経費も含まれておるということになります。申しわけありません。言葉足らずでありました。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） それで、この5,000万円っていうのは、ここの国保の運営基金

の毎月2万円以上を積み立てておる、この基金とは別個ということでしょうか。この中に積み立てていくってということなんではないでしょうか。私はちょっと条例を見まして、この基金の中に積み立てていくってということになると、どういうふうにして取り崩しをしていけるのかなって、題目は、なるほど、取り崩しってということがあります、処分ってことが入ってますが、処分するって項目がないじゃないかなっていうふうに捉えてますが、この点はいかがでしょう。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 処分する項目がないのではないかという話ですが、本来基金というのは、その会計の運用をするために、財源不足の際には貯金的にある基金を崩して使うという趣旨だというふうに理解をしておりますので、処分に関する条例が整備不十分だということだと、それは整備し直さなければならないというふうに思ってます。従来は、この条例の中で、条例があって、それを見たのか見ないのかということになろうかと思えますけれども、基金を使ってきた過去の経過はあると思えます。以上です。ので、不十分さがあれば、御指摘のあった取り崩しをする際の条例の整備をしたいというふうに思えます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） ぜひ整備をお願いしたいと思います。

それと、次に、海外に行く留学奨学金のことについてでありますけれども、先ほどの同僚議員の質問等において、日吉津村の次世代の人材育成ということが目標ということがありました。それと、私も思いますが、小さな枠の中でいろんなことを考えていくのではなくて、大きな視点に立って行動ができる、そういう人材の育成ってということも含まれていると思えますが、いろんな若い、感受性の強いところで、他国の異文化を知って、体験して、それをその後の人生に生かしていくってことは大変有効なことだと思っています。いろいろなことに興味を持っていくということも必要なことですし、本当に大切なことだと思っています。それが行く行く日吉津村に対して、小さいときからの子育てのことから通じて、日吉津村へいろんな形で返ってくるってことを考えますと、ぜひ、検討はするという方向だったと思えますので、検討を進めていただきたいなというふうに考えておりますので、その点はよろしくをお願いしたいと思います。皆さんのこれからの、弾んで、何ていいますかね、勉学に励めるっていうか、大きな視点に立てるなという方向づけをしていただくと喜びます。その点をよろしくをお願いしたいと思います。

それと、奨学基金の条例、これも済みません、今回の基金の有効活用ってことでしたので、改めてこの基金の条例をちょっと全部見させていただいて来たんですけれども、奨学金の200万円を積み立ててますが、それはそれとしておいて、一般会計で教育費のほうで組んで奨学金を

出していくっていうことに今はなっていますが、じゃあ、その奨学基金ってというのは何に使うものなんでしょうか。私はそれを毎年ほかの基金と同じように積み立てながら、そこから出して行って、処分をしていながら貸し付けをしていくものというふうに捉えてましたので、その点がちょっとしっくりこないんですが、その点をお聞きしたいです。

それと、奨学金もですが、他の基金も、基金に対する利息というものは、その基金の会計に入れる条例もありますし、一般会計で使っていくっていうものもあります。その点があって、奨学金については一般会計の歳入歳出予算に定めるっていうふうになってまして、その点いろいろありますが、先ほど申し上げた、なぜこの奨学金の基金っていうものがふえないのかとか、そこから貸し付けしないかっていう、そういうことについてお聞きします。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員の御質問にお答えします。

三島議員の疑問のとおり、なぜこの基金を運用しないのかという部分について、先ほども少しお話をしましたが、過去四、五年ですけども、さかのぼって調べてみると、そういった平成3年当時でも、貸し付けが200万相当あります。貸し付けをして行って償還されてきたものが150万程度あると。その残りの足りない部分はどうしてるのかというと、基金を使わずに一般財源が充当してあったというところで、ここは何か財政的に危機的なことがあったときに、奨学金に回せるように担保しておく基金なのかなという部分と、先ほどありました、条例の中で第4条だったかと思いますが、利子については一般会計に入れて処分すると。これは現在も1,000円未満なんですけど、一般会計に入れて、この奨学資金の事業に充当しているというような格好です。ただ、過去においては百数十万円、百七、八十万円のときでも利子が9万とか8万とかついていたので、これは事業のほうには充てるけれども、今後のために積み立てをしようかということで、その当時は10万円ずつ積み立てがしてあったと。200万円になった以降、利子も少なくなったという判断なのか、ちょっとここら辺の判断わかりませんが、200万になってからはそのまま、凍結という言い方はおかしいかもしれませんが、そこには足しもしない、繰り入れも、いわゆる基金のほうから奨学金に充てて事業運用するでもないという基金になっていますので、そもそも財政危機のときのためのずっと担保しておくものなのか、いや、今でもこの奨学金については運用はできるので、もう基金のこのものについては今後どうしようかということも含めて検討していかないといけないなという部分です。そういった格好で繰り入れをされていたという経過はありませんし、そもそも先ほど御指摘のあった、使うときには繰り入れをするよと、その基金から使ってもいいよという条項がないと使えないでしょという部分については、平成7年

に追加がされていると、使えるようにしたと。使えるようにしたけども、使っていないというのが現状です。日吉津の奨学基金につきましては、この近辺の全市町村が持っているわけではありません。

○議員（５番 三島 尋子君） 済みません、時間がないのでちょっと……。

○教育課長（松尾 達志君） 答弁とめますか。

○議員（５番 三島 尋子君） お願いします。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（５番 三島 尋子君） 国際交流の基金について、もうちょっとしかありません。これはどういう場合に取り崩しをして使用されるのかってということ、あとお願いいたします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） これは前、ふるさと創生のときに5,000万積み立てということでできたものですが、途中で使って減額になって1,400万ぐらいだと思うんですけど、一応当初は運用益で事業を行っていくということで行ってまして、今、結局、国際交流協会のほうに60万から70万ぐらいのお金が残ってますので、それを元手に、今、国際交流は事業を行っていただいているということで、現状では国際交流基金を使ってということは今のところは考えておりません。ということで、奨学資金の留学のほうも今のところは検討はしてないということです。以上です。

○議員（５番 三島 尋子君） 終わります。

○議長（山路 有君） 以上で三島議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで昼休憩に入ります。午後１時から再開いたします。

午前 11時47分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、通告順４番、議席番号１番、河中博子議員の一般質問を許します。
河中議員。

○議員（１番 河中 博子君） １番、河中博子です。

１年間がたつのは本当に早いもので、うなばら荘の経営や接客などについて前回質問しましたのが去年の１２月定例会でした。きょうは久しぶりにうなばら荘について質問させていただきま

す。

うなばら荘はことしは大きな出来事があり、いい意味で改変の年だったと思っています。まず、皆生温泉にありました弓ヶ浜荘が1月で閉館したことに伴い、市町村職員共済組合の指定施設になったこと。このことは利用客の大幅な増加につながると期待されました。2つ目は、待望久しかった大浴場のリニューアルが実現したことです。脱衣場にロッカーが設置され、やっと一般並みの脱衣場になりました。昨年までのうなばら荘は2度にわたって食中毒を出したり、経営のほうも赤字が一向に減らない状態でした。このままずるずるいっては取り返しがつかない事態になるのではないかと、私なりに意見や提言をこの議場で申し述べてきました。その最後の提言が昨年の12月定例会で、そのとき、今度、弓ヶ浜荘にかわって市町村職員共済組合の指定施設になる予定だと発表された時期でした。そこできょうは、市町村職員共済組合の指定施設になって、昨年と比較して利用者はどれくらいふえたのか、それは何%くらいになるのか、リニューアル後のお客様の評判はどうか、3つ目に、西部地域にどのような利用促進活動をしたのか、また、リニューアルしたことによって料金などの変更があったのかなどをお尋ねしたいと思います。なお、答弁によりましては再質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをいたします。

うなばら荘の近況を問うということで質問をいただいておりますので、答弁をいたします。まず、感覚的なことからお話を申しわけありませんが、したいと思いますが、きのうは自治連合会がございまして、5時過ぎてから、5時15分ここを出ましたので、うなばら荘で懇親会をしました。入った第一印象が、明るく、そして従業員も元気な表情をうかがうことができましたので、ああ、やっぱり改築してよかったなというふうに思ったところです。それから、きょうは3時から西部町村会をこの役場でやって、その後、うなばら荘で西部の町村長の忘年会をするという予定にしておるところであります。さらには、せんだって職員組合がうなばら荘を利用した際に琴浦町の職員が来ていらっしゃったということで、うちの職員組合の職員数より琴浦町の1つの課の職員のほうが多かったという話を聞きましたけれども、そんなことで共済組合の利用施設になりましたので、来ていただいておりますということでもあります、感覚的な話ですので。かつては琴浦町から来られるようなことはなかなかまれであったというふうに思います。職員さんが来られるというようなこと。

指定管理を受けてるということで、2月から利用者はふえたかという比較でありますけれども、西部の市と町を中心に宣伝活動を実施して、多数御利用いただけるよう働きかけたところであり

ます。8月から10月にかけては50日間閉館をしましたため、その閉館をしたために3,009人の減となったと、8月から10月でありますけども。でも、28年に比べますと、29年の2月から7月までは1,143人ふえたということで、8.3%の増だということで、傾向としてはそういう増加の傾向に出たということでもあります。11月以降も利用者はふえておるといふうに見ております。今後も利用者が増加するものと推察しますけれども、さらに宣伝をしていく必要があるといふうに思っています。

リニューアルした後の利用者の評判はということでもありますけれども、当然ではありますけれども、ロビーは広くきれいになったという感じをいただいております。それから、料理が工夫されておいしかったと。さらには、にこやかで気配りがよかったと、これは従業員のことです。など、よい評判が聞かれてきております。売り上げについては1割アップをしておるといふうにありますので、市町村共済の利用施設になったり、リニューアルしてさらに拍車がかかったという状況が出ておるのではないかといふうに思っております。これに満足することなく、一層利用しやすいうなばら荘になるよう、職員の接遇等の研修はもちろん、サービス向上や経営の改善、効果的な宣伝活動など、さまざまな観点から努めていきたいといふうに思います。

3番目に、西部市町村にどのような利用促進を運動したかということでもありますけれども、まずは市町村職員の共済組合の利用施設になったということ、利用券が利用できるようになりましたので、これは大きなことだと思っております。これに伴って、うなばら荘へたくさんの方が御利用いただけるようになったと。利用券ということは、いってみれば食事を含めた利用料が一部割引があるということですので、これが大きいなということでもあります。非常に大きな利用があったということで、これを従来から、ぜひともそういうのも市町村職員共済組合の利用施設にしてほしいということで働きかけてきたことが、結果としてよかったかなといふうに思っています。それから、チラシ的には村内へのポスティングはもちろんでありますけれども、県内全域に宣伝活動を実施をしたということで、営業も含めてですけれども、そういう利用促進に努めたということでもあります。

それから、リニューアルによって料金等を変えたかということでもありますけれども、これは利用料は基本的には変えておりませんが、料金設定の段階が多過ぎたということがありましたので、わかりやすい料金設定について、理事会、評議員会で協議をいただいたということございまして、値上げということではなしに、料金設定の段階を、何といいますか、数を少なくさせていただくということで、わかりやすいものにしていこうということ議論をしておるところでありますので、改めて理事会、評議員会で検討をいただくということで、基本的には現在の料金を、

これまでの料金を踏襲していますけれども、あんまり小分けのものはしないということで注文を受けておるといふ実態でありますので、それはサービス提供する側にも間違いが起こる可能性が少なくなっておるといふことだと思っております。それはよその施設で、一般の宿泊施設から、余り細かい料金設定をすると受け側が間違えるもとだといふようなことも御指導もあったので、そこら辺のランクを数を少なくするといふようなことでの取り組みをしつつあるといふことでもありますので、そのようなことを申し上げて、以上で河中議員の一番質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 少し再質問させていただきます。まず、利用者がふえたということについてですけれども、指定施設になった2月から7月までの6カ月間で約1,100人ぐらい、それから8.3%の増となったといふことは、いい方向ではないかなと思います。やはり共済組合利用の指定を受けるといふのは効果大のようだなといふふうに感じています。今後より一層利用者がふえるように頑張りたいものです。

アンケートによりますと、それまでは圧倒的に県外からの利用者が多かったですが、2月以降は県内の利用者も少しずつふえているようですので、それもこの利用施設の効果ではないかなと思っております。利用者がふえるといふことは、うなばら荘にとってはもう何よりの朗報です。実は最初は、弓ヶ浜荘は皆生の温泉街にありまして、一步外に出れば楽しめる場所がたくさんあるのに、一方、うなばら荘は緑豊かといふものの、周りは田んぼばかりで立地条件が悪いといふか、立地条件が違い過ぎまして、本当に来てもらえるだろうかと少し実は心配いたしました。けれども、ふたをあけてみますと、その心配もなく、滑り出し上々と言えるのではないのでしょうか。肝心なのは、この状態を維持、継続していくには、いよいよ接客する側の態度が問われることとなります。職員の勤務態度につきましては、これまでにたびたび申しましたので今さら言うまでもありませんが、人が多く集まるといふことは、裏を返せば人目につくことも多いといふことです。このことを肝に銘じて、先ほどありましたように、気配りがよかったとか、お料理がおいしかったとか、そういういい口コミを広げてもらえるよう、全員でサービスに取り組んでいただきたいと思っております。

先ほど村長も、リニューアル後の評判がいいといふふうにおっしゃいました。利用者もふえているし、売り上げもアップしていると。そういう中で、それに満足することなく、より一層利用しやすいうなばら荘になるように、職員の研修、サービスの向上、それから経営改善、効果的な

宣伝に努めるといふふうにおっしゃいました。職員研修については、これまでなかなか時間がとれなくて、思うようにできないと聞いたことがありましたが、今回およそ2カ月間あった閉館中にどのような職員研修をされましたでしょうか。また、利用者により喜んで利用してもらうための手だて、サービス一般、オーダーストップの時間とか、サービス一般についてですけれども、何か検討されましたでしょうか。その点のことをお尋ねします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 河中議員の御質問にお答えします。

閉館、50日間あったということで、当初は研修等も検討されたようではございますけれども、ポスティングなり、県下全域に宣伝活動に回るといふことで、ちょっと研修ができなかったということになります。ただ、先ほども村長が答弁しましたように、この接遇なり職員の接客っていうのは一番言われるところですので、今後も機会を見て研修をしていただくように、こちらからも働きかけていきたいというぐあいに思っております。

それから、サービスの向上ということで、何かということではございますけれども、この閉館中には特にありませんけれども、外国人も来られるような状況もありますので、例えば施設にWi-Fiをととか、そういうようなことも、要は来られた方に何が必要かというようなところは、今は検討されてるところですので、少しでもうなばら荘へ来ていただけるようなサービスができればというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 議会との説明会で、職員研修のことを聞いたことがあります。職員研修は会議がないためにできないというふうなことを言われたんです。そのとき議員のほうからは場所はヴィレステでもあるではないか、あるいは皆生の旅館などへ研修に行くべきだという意見もありました。ポスティングももちろん大事ですが、50日間もあった中で研修ができなかったというのは、私は残念に思います。

ある経営コンサルタントに、このように言われたことがあります。私は経営分析で、社員研修にどれだけ予算を組み、使っているかを真っ先に見るんです。ゼロに近いということは経営がうまくいっていないと聞きました。だからうなばら荘というつもりはありませんが、改めて人材の養成、研修が大事であるということを申し上げたかったのです。

それから、料理のことですけれども、料金の変更はないということでした。改修した途端に値段が上がったというようなことがならなくてよかったなと思います。先ほどの村長報告にも、工夫された料理でおいしかったというふうにありましたけれども、おいしかった、また食べに行き

たいと言ってもらえるように、鮮度と清潔感を大切に頑張っていたきたいなと思います。サービス、清潔、料理のメニュー、この3つは基本中の基本で、食事とサービスが生き残りのポイントだとも、そのとき教えられました。接客と料理はサービス業の命ということなのでしょう。そういう意味でも、今後定期的に職員研修はやるべきだと思います。

さて、うなばら荘は老人保養施設としてスタートした経緯から、今でもそれは色濃く継続しているとは思いますが、利用者の年齢層の幅といいますか、年齢層の変化などはございますか。いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 河中議員の御質問にお答えします。

うなばら荘は西部広域行政管理組合で定めてありまして、老人休養ホームということで、そのときには老人が60歳以上ということで定めてあります。現在もその老人休養ホームということで、その施設を指定管理としてうなばら福祉事業団が受けて、運営を行っているということであります。今言われました、老人と一般の関係ですけども、先ほど1,143人ふえて、8.3%ふえてるという中で、実際は老人の方が、特に休憩とか、休憩のほうが減ってきておりまして、一般のほうもふえてるということで、全体で1,143人ふえてるという流れになっておりまして、これは先ほども利用券が使えるようになって、市町村職員が使うようになって一般の方がふえてると。理事会、評議員会でも、老人が減った理由はということであったんですけど、なかなか今、まだそれは分析できてない部分でありまして、できる限り老人の方にも参加、来ていただけるように。ただ、あとキャパがありますので、その辺で一般の休憩のほうもふえてるのかなという理解はしておりますけども、今はそういう現状です。一般がふえて老人が少し減ってるということでもあります。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） わかりました。お年寄りの方、老人が若干減りぎみで、一般のほうもふえてきているということですね。こういうところにも、やはり利用券が使えるという、指定施設になったということが大きく作用しているのではないのでしょうか。

それと、利益が上がらない原因の一つに、宿泊者の減少が上げておられました。宿泊する方が少なくなってきているという。その理由を分析していらっしゃいますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 今回、この老人、一般の関係やら、どれだけふえたかなというのを調べたときに、実際宿泊についても、2月から7月までについては、若干ですけども、ふえてる

ということで、宿泊はふえてるということですので、今のところ、ふえてるといっても横ばい状態ということで、その分析は特にはしておりませんが、やはり宿泊というよりは、休憩のほうの利用が多いということは、もう前からそうなっておりますので、できるだけ宿泊も、泊まっていたらいいように、その辺は、この料金改定も含めてですけど、その辺も検討していきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） これは私の素人的な考えですけども、やっぱり宿泊者の方が減ってきたというのは、一つには、今、車でおいでになっても、ノンアルコールを飲んで、やっぱり泊まらないで、特に近在の方ですと帰っていくというようなことがありますので、そういう時代の流れというのにも影響しているのではないかなと、これは私の素人考えです。

改修後のお風呂の評判です。とてもよいということで、長い間、お風呂が汚いと言われてきましたので、一層清潔に留意していただいて、砂でざらざらするとか、ぬるぬるしているとか、髪の毛が落ちていると、そういうことがないようにお願いしたいと思います。もともとどうなばら荘のお湯は体に優しいという言葉をよく聞きます。清潔感と衛生面はサービス業にとって大事ですので、せっかく新しくなりましたお風呂で皆さんが期待していらっしゃるから、ぜひこのことは、いつもお風呂はきれいにしておいていただきたいと思います。

ちょっと一つお尋ねしたいと思います。サービスに関連してなんですけれども、以前、支配人から事業計画について説明を受けた際、最近苦情も減ってきているけれども、職員も苦情なれしているのではないかなというような発言を耳にしました。苦情はもちろんお客様からのクレームでしょうけれども、苦情なれ、小言なれという言葉の中には、大切な教訓が含まれているのではないかなというふうに思うのです。それはつまり、お客様からのクレームはもちろんですけども、管理者が言う苦情、小言は、お客様に満足していただくためのものであって、そのことを苦情、小言と捉えて、馬耳東風ともし聞き流されているのであれば、これはちょっと問題だなと。そのことを私は心配します。これは私の考え過ぎかもしれませんが、そのことをとても思います。利用者の満足度を上げること、それが施設の収益増加につながり、ひいては職員の待遇改善にもつながるという当たり前のことですけども、職員の中にどれだけそのことが浸透しているのだろうか、先ほどのような言葉を聞くと、ちょっと疑問に思います。現在の状況に安住し、苦勞して改善するまでもないという雰囲気があるとしたら、それは問題です。このことについて、村長はどのように思われますか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 言葉の使い方が本当に理解できていないという部分があるなというふうには私は思っています。決して全ての職員がそんなふう動いているというふうには思っていないが、気配りの足りない発言や行動がお客さんの感じに大きく影響を与えるということだと思っていますので、そのようなことのないように努めなければなりません。きのう、実は応接の職員とちょっと話をしました。どうだという話をしたら、やっぱりお客さんがふえて大変忙しいと。でも、やっぱり気持ちが張ってますということを書いてましたので、それはやっぱり金を使って設備投資をするということで、初めて結果としていいものが生まれてくるなということを書いたもので、言って、じゃあ、引き続いて頑張ってもらいたいということを書いたところですので、やっぱり一人一人がそういう感覚で、お客さんに対してしっかりと誠意のある対応をするように求めて指導をしていきたいというふうに思いますし、それがある程度は徹底しておと思っていますけれども、たまたまその気遣いの足らんところがちょこちょこ出たりしておるので、そこは厳に慎むように書いておるところですので、日ごろの利用者の皆さんからいただいたお声に対しては、それのみ込んでしまうのではなく、現場に伝えるということで改善を促しておるという実態、行動をとっていますので、御理解をいただきたいと思います。今後、引き続きの御意見も賜りながら、さらにお客さんに感動を上げていただくような従業員にしていかなければならないというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 今の村長で、お客様がふえて忙しい、だけど気持ちが張っている、これは本当に気持ちのいい状況でして、そうじゃないといけないと思うのです。もちろん悪いことも聞きますけども、それが全てではありません。でも、それでもやっぱり一つでもそういうことはなくしていかないとイケませんので、私もあえて申し上げます。忠言耳に逆らえども行いに利ありといいます。苦情があって前進があるわけですから、苦情も大切な教材だと思っています。ただ、受け入れる環境が必要ではないかと思っています。

理事長である村長に伺いますけども、うなばら福祉事業団の指定管理者としての権限をお聞きしたいと思います。例えば、サービスの内容を決定する権限、施設の改修に関する権限、利用料金の決定権、それから人事権、人員採用の方法などはどういうふうになっていますか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 経営の方針とかは、うなばら荘で、私は議論をして決めて、こういふことでいきますということで、西部広域の了解を得るということになります。それから、施設の改善等は、こちらから提案をして、広域行政でやっていただくということになります。それから、

単価の利用料の改定等も、今こういう時代で、こういうことをやりたい、こういう単価にしたいということは、やっぱり最終決定は広域行政が決定権を持っています。それから、人事権については、理事長として人事権を持つとということでもあります。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） よくわかりました。なかなか全てが自由にならないなということ はわかりました。

村民の意見ということでお聞きいただきたいと思いますが、例えば、日吉津村の住民には入浴料金を安くするとか、何かしらの還元は望めないものでしょうか。いかがでしょう。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 広域行政の観点からいくと、日吉津村民だけを地元だという扱いにはできないということだと思ってます。そういう意味では、村として、行政施策として、一定の高齢者に利用券をお配りしておると、生活弱者といいますか、利用券をお配りしておるとことでの、村としての施策をしておるとこと、広域行政の中で村民だけをどうのということにはならないということだと思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） それもおっしゃることはよくわかりますが、現段階では村費で赤字補填をしています。その現状を見ますと、住民が何らかの優遇措置を求めるのも無理ないのではないかなと思うところがあるのです。今度、検討課題として考えていただきたいなと思います。

終わりに、ことしはよい意味で改革の年であったと思います。2017年2月が新生うなばら荘のスタートの年と考えても大げさではないでしょう。これをチャンスと捉え、お客様に喜んでいただける施設にしていけないといけません。改修工事のためおよそ2カ月間閉館しましたので、当然その分の売り上げは下がるでしょうけれども、それは一過性のものです。とにかく評判をよくすることが一番で、全員で取り組むことが求められます。例えば、現在は宿泊者だけにアンケートを求めていますけれども、もっと幅広く利用者に書いていただけるように、アンケート用紙をフロントや各部屋に置いたりしたらいかがでしょうか。昨今、庶民の暮らしはそうそう豊かではありません。そんな中、利用者はいつきの至福の時間をうなばら荘に求めるのです。2度の食中毒を出しながら商売を続けているなんてあり得ないというのが世間一般に聞こえる声です。こういう指摘を真摯に受けとめ、接客、安心、安全、清潔、料理がおいしいうなばら荘でありたいものです。繰り返し何度も申しますが、私はうなばら荘の赤字そのものを問題にしているわけではありません。お客様に満足していただくことで、赤字補填に使う貴重な税金が生き残る形

で役立つよう努力していきたいものだと思います。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で河中議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日、12月7日午前9時から一般質問を行いますので、本議場に御参集ください。終わります。御苦労さまでした。

午後1時36分散会
